

## 北広島市起業促進支援補助金 Q&A

### 【対象者について】

Q1 市民でなくても補助は受けられますか。

A1 申請段階で市民である必要はありませんが、起業（開業）した日には住民票を北広島市においてある必要があります。また起業した日から3年間は住民票を継続しておいていただく必要があります。

Q2 フランチャイズ加盟店でも補助を利用できますか。

A2 企業の直営店（本部企業が直接投資をして、社員を雇用し、店舗の経営と運営をおこなう場合）ではなく、フランチャイズ契約を結んで、個人が事業をはじめる場合であれば補助が可能です。

Q3 居酒屋も対象となりますか。

A3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受けるキャバレーやスナック等以外の飲食店は補助が受けられます。

Q4 以前、母親がやっていた事業を再開したいと思います。その場合は対象になりますか。

A4 事業を引き継いで行う場合（代表者の変更等）は対象となりません。

Q5 過去に市内で事業を行っていましたが、今回改めて市内で別業種の事業を立ち上げます。補助の対象となりますか。

A5 本補助金は事業を営んでいない方が新たに事業を開始される場合の補助となるため、以前行っていた事業と別業種の事業を開始される場合であっても対象となりません。

Q6 市外で事業を行っていましたが、廃業して市内で改めて事業を行うこととなりました。補助の対象となりますか。

A6 本補助金は事業を営んでいない方が新たに事業を開始される場合の補助となるため、対象となりません。

## 【補助対象経費について】

Q7 自宅兼店舗を改装する場合でも、補助は受けられますか。

A7 補助を受けられますが、事業の用に供する部分と居住にかかる部分を明確にする書類等が必要となります。

Q8 備品は対象になりますか。

A8 原則対象とはなりませんが、店舗を構成する上で必要かつ固定されて移設が容易でないもの（固定されたカウンターや椅子、埋め込み型のエアコンや暖房器具等）は対象となります。

Q9 新築開業は対象になりますか。

A9 この補助に関しては店舗改装費用のみが対象となっているため、新築開業は対象となりません。

## 【その他】

Q10 改装の下請け業者は市内の事業者ですが、契約したのは親会社で、市内業者ではない場合は対象になりませんか。

A10 契約者が市内業者でなければ、補助の対象とはなりません。

Q11 お金はすぐにもらえますか。

A11 改装が終了し、支払額が確定して起業した後、事業実績書を提出していただくから請求を受けてのお支払いとなります。事前交付はいたしません。

Q12 商工会への加入が難しいのですが。

A12 商工会への加入は必須条件となります。事業を継続する間は加入も継続していただきます。

Q13 空き店舗利用促進事業は併用できますか。

A13 本補助は改装にかかる費用の補助であり、空き店舗利用促進事業は賃貸借料の補助ですので併用は可能です。